

6月4日から歯の衛生週間

歯周疾患検診も始まる

六月四日 から十日 まで
は、歯の衛生週間です。人の活動は、食へることによって支えられていきます。食へるためになくてはならない歯。しかし歯の寿命は長くなった平均寿命に追いついていません。歯を失

う主な原因は虫歯と歯周病。ぜひ、小まめにお口の中をチェックして、いつも歯を大切にしましょう。

歯周疾患検診がスタート

今年度から歯周疾患検診が始まりました。かかりつけの歯科

医院で受けましょう。

対象 今年度40歳・50歳になる人
検診料 八百円 申し込み
郵送された受診票を用意して、市内の各歯科医院へ予約を。なお、三月以降の転入者には受診票が届きません。保健センターへ連絡してください

問い合わせは同センター
223 8844へ。

生計が困難な重度心障者に

介護サービス利用助成

低所得で特に生計が困難な重度心身障害者に、介護サービスの利用者負担額を助成します。

対象

次のすべてに該当する四十歳以上の。ただし、生活保護を受けている人は除きます。

(1)平成十二年三月末に、次のいずれかに該当した。国民年金法に基づく障害基礎年金一

級の障害を持つ 身体障害者手帳一級または二級の交付を受けている 療育手帳Aの交付を受けている。

(2)平成十二年三月末に、福祉医療受給者証の交付を受けていた。

(3)介護保険制度に基づく要介護または要支援の認定を受けている。

(4)市民税非課税世帯で、生活保護基準を下回る収入の世帯

に属する。

対象サービス

介護保険制度に基づき利用する次のサービスが対象です。

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション（老人保健施設で実施するものは除く）、介護療養施設サービス。

対象金額

前記サービスを利用した際に支払う利用者負担金（一割）および食事の標準負担額を助成します。ただし、高額介護サービス費に該当する場合は、当該支給額を控除した額になります。また、助成対象サービス以外のサービスが含まれている場合は、のいずれか少ない額。

本制度の対象となるサービスに係る利用者負担額などの額
本制度の対象外サービスを含

で。

申請・請求には

平成十三年度中に承認を受けた人も含め、市役所1階障害福祉課にある様式で、次の手続きが必要です。

申請手続き

サービス利用前に所定の申請書に、世帯の収入状況に関する届出書を添付して提出。また、身体障害者手帳・福祉医療受給資格者証・介護保険被保険者証などの提示が必要。

請求手続き

申請が承認された人は、助成対象サービスを利用した際に支払った負担金などの領収書を添えて、請求手続きをします。

問い合わせは障害福祉課
890 6140へ。

増えてます携帯電話のトラブル 不当な請求はきっぱり断る



便利な携帯電話ですが

携帯電話の普及により、さまざまトラブルが発生しています。有料サイトへ接続し、高額な料金を請求されることもありますので、利用するときには、事前に利用料や遅延金を確認しましょう。また、悪質なメールによるトラブルを防ぐため、知らない人からのメールは開かないように。迷惑メールが多数送信されたら、アドレスを変更します。

なお、紛失や盗難に遭った場合は個人情報流出する危険もあるため、すぐに電話会社へ手続きをしましょう。友人との携帯電話の貸し借りも

十分な注意が必要です。事例1
消費者の
知識
携帯電話がワンコールで切れたので、着信履歴へ電話したら、アダルト番組につながりました。法外な請求を受けたい心配です。

回答 これはいわゆる「ワン切り」。かけ直しただけで操作しなければ、有料登録されませんので、通話料以外の支払い義務はありません。

事例2 突然、携帯電話で「有料サイトの情報料が未納だ。遅延金を含め三万円を明日中に払え」とすこまれ、承諾してしまいましたが、実際には利用していません。どうしたらよいですか。

回答 不当請求であり、一切払う必要はありません。相手は携帯の番号以外知らないのです。住所や勤務先などは絶対に明かさないようにします。安易に払ってしまうと、次々に請求を受ける可能性も。身に覚えのない請求は断り、着信拒否をしましょう。しつこく請求が続いた場合は、警察に相談することです。

問い合わせは消費生活センター
230 1755へ。